

【参考】(平成29年2月検討資料より)

# 会計年度任用職員制度への 移行について



島田市行政経営部人事課

1

## 地方公務員法改正の趣旨

### 【現状】

非常勤職員（嘱託員）・臨時職員の任用ルール解釈が異なり、自治体によって、任用・勤務条件等に関する取扱いが異なっている。

・嘱託員（地方公務員法第3条第3項第3号）

通常の事務職員であっても、「特別職」として任用され、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律が課されない者が存在する。

・臨時職員（地方公務員法第22条第5項）

本来、緊急の場合等に、能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、緊急性の解釈が統一されていない。

### 【改正の趣旨】

現在の任用状況を是正するため、嘱託員及び臨時職員の任用ルールを厳格化する一方、新たに会計年度任用職員制度を創設し、職員任用の適正化を図る。

# 会計年度任用職員の概要

- ・対象となる職種 一般事務、技術職、保育士、保健師、技能労務職員等  
(現在の嘱託員、臨時職員を任用している職は、全て会計年度任用職員の職となる。)
- ・任期 会計年度末まで(単年度任用)
- ・任用形態 フルタイム(週38時間45分)又はパートタイム
- ・任用方法 競争試験又は選考
- ・給与 正規職員の給料表を適用し、関係業務の経験年数等を考慮して決定
- ・手当 時間外手当、休日勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当等  
退職手当(フルタイムのみ)

# 臨時職員・嘱託員の任用状況(3市比較)

平成29年11月1日現在、括弧内：うちフルタイム

根拠条文 / 市名	島田市	焼津市	藤枝市
地方公務員法第3条第3項第3号 (島田市でいう「嘱託員」)	343人 (0人)	約600人 (約300人)	0人 (0人)
地方公務員法第17条第1項 (一般職非常勤職員)	0人 (0人)	約80人 (0人)	約650人 (0人)
地方公務員法第22条第5項 (島田市でいう「臨時職員」)	175人 (97人)	約20人 (0人)	0人 (0人)

# 会計年度任用職員への移行に際しての留意点

○職の設定にあたっては、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分に吟味した上で、適正な人員配置に努める。

○会計年度任用職員の職は、一会計年度ごとにその職の必要性が吟味される『新たに設置された職』と位置付けられるべきものである。

○任期の終了後、同一の職務内容の職に任用されることはあり得るが、「『同じ職の任期が延長された』あるいは『同一の職に再度任用された』という意味ではなく、あくまで新たな職に任用されたもの」である。

## 制度導入に向けて①

人件費の増加は大きな財政負担となるため、人件費(正規職員含む)の総額を増やすことは難しい。

⇒採用する会計年度任用職員数を現在の臨嘱人数より抑える。

採用する会計年度任用職員の1人当たり勤務時間数を現在より抑える。

正規職員の人件費を現在より抑える。 etc.

その為には、任用の必要性や、任用人数、勤務形態、正規職員含めた業務効率性や業務平準化等を見直す必要があり

(例)

① 委託化できる業務を切りだし、委託する。

② 職の必要性を見直す際に、全職員の業務と事務分担を見直し、業務を再配分する。

## 制度導入に向けて②

会計年度任用職員1名の採用

⇒現在の臨時職員・嘱託員1名の約1.2～1.3倍の人件費が発生

⇒業務量、業務内容、職責も増える(重くなる)

(例)

- ①制度以降前においても、臨時職員・嘱託員を任用し、任用通知書(または辞令)を渡す際には『任期が〇〇までで、それ以降の更新を約束するものでない』ことを丁寧に説明する
- ②臨時職員・嘱託員の職の必要性及び勤務形態の見直しと、全職員の業務と事務分担の見直し(シミュレーション)を行う。